第三十三条の三第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継させることであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの

第三十三条の三第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　合併又は分割により関連株券等を承継すること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）。

第三十三条の三第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割により特定株券等を承継すること。

第三十三条の四第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継することであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの

第三十三条の四第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　合併又は分割により関連株券等を承継させること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）。

第三十三条の四第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割により特定株券等を承継させること。

第三十三条の十五第十号を同条第十一号とし、同条第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割により有価証券を承継させること。

第三十三条の十六第十号を同条第十一号とし、同条第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割により有価証券を承継すること。

第二条　金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部改正）

七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名中「審判手続」を「審判手続等」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号中「並びに第百七十二条の十一第一項並びに第百七十二条の十二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月六日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十六号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四十八条第八項及び第九項並びに第四十九条第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二第一項」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「第十条の二第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第五条中「第十条の九第一項第四号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第十条の七」を「第二十条」に改める。

第六条第一項中「第十条の九第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

本則に次の五条を加える。

（議事録）

第七条　法第四十八条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　議事録は、書面又は電磁的記録（法第四十八条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　民間資金等活用事業支援委員会（以下この条において「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　委員会の議事の経過の要領及びその結果

三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四　法第四十八条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第八条　法第四十八条第九項に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第九条　法第四十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第十条　法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取措置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2　機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（身分を示す証明書）

第十一条　法第六十三条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の別記様式を加える。